

## 【疑わしい取引の届出先】

届出先の行政庁は下表のとおりです。なお、貴金属等取引業者は、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客又はその関係者に漏らしてはなりません。

貴金属等取引業者	宝石等の売買業務を行う場合	経済産業省 製造産業局日用品室
	貴金属等の売買業務を行う場合	経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部鉱物資源課
	古物営業法の許可を受けた事業者が古物である貴金属等の売買業務を行う場合	各都道府県公安委員会